

Q6 住宅性能表示制度と室内空気の関係は

住宅性能表示制度には室内の空気環境についての評価項目があります。

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づいて整備された住宅性能表示制度が平成12年10月よりスタートしています。これは住宅の耐震性や耐久性などの性能が、どの程度かを評価基準にそって指定住宅性能評価機関と呼ばれる第三者が評価する制度です。

住宅性能表示制度はこれまであいまだった住宅性能を“共通のものさし”で比較・選択できるようにしたもので、そのものさしが日本住宅性能表示基準です。評価の対象となる性能は構造の安定性、火災時の安全性など9分野28事項で構成されており、その多くが数値や等級でわかりやすく表示されています。

室内空気汚染に関わるものとしては「空気環境」があります。

「空気環境」では3つの項目が定められています。

内容は①ホルムアルデヒド対策（内装及び天井裏等にどの程度ホルムアルデヒド放散量の少ない建材を使用したか）②換気対策（住宅全体で必要な換気量を確保できる対策を行ったかどうか）③室内空気中の化学物質の濃度等（竣工時の居室の化学物質濃度がどのくらいか）の3項目です。

ホルムアルデヒド対策のうち、接着剤を用いて製造する木質の建材については、放散量の区分に応じて下表のように等級1から等級3までの3段階で評価されます。

「室内空気中の化学物質の濃度等」の項目はお客様の選択制です。

この項目は実測濃度及び測定時の条件や状況等の表示を行うもので、濃度測定値の高低の観点から級数など評価は行わないことになっています。

また測定等の費用は通常の住宅性能表示の料金とは別にオプションとして必要となりますので、この項目を選ぶかどうかはお客様の選択制となっております。

なお、濃度を測定する物質は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、エキレン、エチルベンゼン、スチレンの6物質となっています。

ホルムアルデヒド放散等級

等級		基準
内装	天井裏等	
3	3	ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ない (日本工業規格又は日本農林規格のF☆☆☆☆等級相当以上)
2	2	ホルムアルデヒドの発散量が少ない (日本工業規格又は日本農林規格のF☆☆☆等級相当以上)
1	—	その他